

## チボリ・ジャパン社取締役会の概要について

1月21日（月）、チボリ・ジャパン社の取締役会が岡山市内で開催され、移行期間後は地代の公的支援がないことを前提とした公園運営について協議が行われた。その概要は、次のとおりである。

### 1 チボリ・ジャパン社提案の運営案（裏面参照）

- I案：チボリ・ジャパン社が自主運営するケース
- II案：民間事業者が自主運営するケース
- III案：クラボウに用地を返還するケース

### 2 取締役の主な意見

- ・I案の入園料2000円、入園者数100万人は実現できるのか。
- ・I案の新たな魅力づくりの資金調達はどうするのか。
- ・I案の場合、クラボウから直接土地を借りり受けることは困難ではないか。
- ・I案の中核企業の見通しはあるのか。
- ・II案については、地主であるクラボウの意向次第ではないか。
- ・II案の場合、チボリ・ジャパン社はどうなるのか。
- ・3月の取締役会では、来年度の事業計画を決めないといけない。  
　　タイムリミットが来ている。

### 3 今後の予定

I案とII案について、早急にクラボウの意向を確認し、その結果を踏まえ、2月10日前後に取締役会を開催し、再度検討することとなった。

平成20年1月21日

## 第101回取締役会資料

チボリ・ジャパン株式会社

### 土地代負担による公的支援の打ち切り後の事業運営について

#### I. チボリ・ジャパン社が自主運営するケース

入園料2,000円、入園者100万人で、土地代を全額負担、ある程度の投資をしながら事業継続

##### <解決すべき課題>

- チボリ・ジャパン社の完全民営化（県有施設の払い下げを受け、チボリ・ジャパン社の施設と県有施設を一体的に運営）
- 中核企業の選定
- 完全民営化体制での中期経営計画策定
- 入園料2,000円、入園者100万人を得るための公園の魅力作り
- 集客力増につながる魅力的な施設の誘致
- 累損の処理
- 資金調達
- クラボウとの借地契約
- その他

#### II. 民間事業者が自主運営するケース

民間事業者が12ヘクタール全体を公園と新商業施設の組合せで運営

公園部分：岡山県及びチボリ・ジャパン社より公園施設の譲渡を受け、公園規模を現状の約半分にして運営

新商業施設部分：残りのスペースに商業施設等を誘致

##### <解決すべき課題>

- 民間事業者の選択
- 開発青写真（公園部分と新商業施設等）
- 民間事業者に引き継ぐ公園施設の決定（譲渡価格と撤去解体費）
- チボリ・ジャパン社と社員の扱い
- その他

#### III. クラボウに用地返還するケース

クラボウに用地返還、園内施設を出来る限り残し、駅前の公園としての風情を残しながら、地主であるクラボウに倉敷のまちづくりにマッチした形で跡地の開発を要請する。

以上